

## 2010年度試験対策 「権利擁護と成年後見制度」

びわこ学院大学 准教授  
福祉リスクマネジメント研究所 所長  
烏野猛

この「権利擁護と成年後見制度」という新しい科目は、従来の「法学」がこの科目と「更生保護制度」とに分かれたものである。

そしてこの新カリ分野では、「契約」や「消費者保護」「自己破産」「借家保証」「行政処分」に具体的には細分化されることになっている。

### [試験の出題傾向]

- 従来試験科目の「法学」の替わりとしての「権利擁護と成年後見制度」
- 「法学」であった、憲法、民法、行政法はそのまま新カリキュラムでは「相談援助活動と法」に移行。とくに民法の部分では、財産法の領域からは不動産の物権変動や担保、委任、相続といったキーワードがあるだろうし、また家族法の領域では、扶養や遺言、婚姻や離婚といった親族がらみの法的知識が問われるものとなっている。
- 相談援助活動と法では、日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含んだもの
- 成年後見制度の手続きと内容の理解
- 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の理解
- 権利擁護に関する機関

### 1 相談援助の活動と法律との関係性

#### 1-1 日本国憲法の理解

- ・「自由権」と「社会権」の相違点を整理

キーワード 夜警国家、市民法原理、自由権

- ・「福祉国家」「社会法原理」「社会権」

- 「社会権」の4類型 … 憲法25条から28条まで

- ・ 25条 … 生存権
- ・ 26条 … 教育を受ける権利
- ・ 27条 … 勤労の権利・義務
- ・ 28条 … 労働者の団結権・団体交渉権（労働基本権）

- 「公私分離の原則」 … 憲法89条
  - ・ 公の支配に属しない教育・慈善・博愛の事業への公金支出の禁止

よって、解釈論として誕生したのが、「措置委託制度」と「社会福祉法人制度」

### 1-2 行政法の理解

行政法とは、給付法である。

- 行政不服申立制度 … 行政事件訴訟との相違は？
  - ・ 「異議申立」、「審査請求」、「再審査請求」
- 「情報公開法」 … 1999年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が成立、2001年4月から実施。
  - ・ 「自己情報開示請求権」との関係（個人情報保護という発想とほぼ同義）

## 2 民法との接点と理解

- 4つの能力
  - ① 権利能力
  - ② 意思能力
  - ③ 行為能力
  - ④ 責任能力
- 近代法の3大原則
  - ① 所有権絶対の原則
  - ② 契約自由の原則
  - ③ 過失責任の原則

※ この原則があるがゆえに、資本主義経済は商品交換をベースとして完成されている
- 自己決定と「代理」
  - ・ 介護保険契約のみならず、自己責任と自己決定、そして代理という考え方が介護現場でも重要

### 3 民法からみた介護サービスへの接点

#### (1) 法人(たとえば施設)に課せられる責任

従来の措置システム

施設と自治体との間に委託関係があり、利用者による施設利用も行政処分により実施されていたため、施設と利用者との間に契約関係は存在しない。よって施設内で高齢者や知的障害者が怪我や死亡といった事故に遭遇しても、利用者や家族が異義申立を行ったり、また法的な手段で問題を解決するような場合にも制度的な限界があり、表面化する事例は極めて少なかった。



しかし高齢者の領域では、介護保険法の実施に伴って、法人と利用者との間に利用契約が締結され、提供される介護サービスが対価性のあるものとして位置づけられることから、とりわけ施設管理者や介護職員である履行補助者の責任がより明確なものになってくる。そのことは障害者福祉の分野においても同様で、支援費制度といった契約によるサービスの利用という方向に移行された。

施設と利用者との法的関係は、法人と利用者との間で締結される施設利用契約に基づく契約関係である。この場合の施設利用契約とは、法人と利用者の双方が契約上の債務を負っていることを指す。法人は利用者に対して施設設備の利用と居室の使用、また利用契約の内容に盛り込まれた必要な介護サービスを提供する債務を負い、利用者は法人に対して施設利用や必要な介護サービスへの対価として、高齢者施設等では介護報酬に基づく食費や利用者負担金などを支払う債務を負う。

介護事故の場合、一般的には民事上の責任が問われることになり、施設が契約通りの債務を履行しなかったという債務不履行責任や、施設または職員が一方的に利用者に対して違法に損害を与えた場合の不法行為責任がこれにあたる。

とくに法人と利用者との間でサービス利用契約を締結した利用形態をとれば、まずはじめに施設側の債務不履行責任が問われることになる。そして、実際には施設の職員である介護従事者が、法人の履行補助者として利用者にサービスを提供することから、介護職員に対する過失が問題となる。

また、介護保険制度や支援費制度を利用するという点では、サービス事業者と利用者との間にサービス契約が締結されることから、2001年4月以降の契約には消費者契約法が適用される。例えば、サービス利用契約書のなかに、事業者の不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項が含まれていたとしても、消費者契約法第8条第3項にある不当条項に該当するためその条項は無効となる。

#### (2) 施設職員に課せられる責任

履行補助者である介護職員の過失によって事故を招いた場合、利用者と施設職員との間には直接的な契約関係にはないことから、個人が契約に基づく債務不履行を問われることはなく、契約当事者である法人自体の責任と捉えられる。

しかし、明らかに施設職員による過失で事故が起きた場合には、不法行為責任により職員の賠償責任が問われると同時に、職員の監督上の責任者である法人が使用者責任を負うことになる。

この施設職員は、単に正規（常勤）の職員という意味だけではなく、例えボランティアによる無償の奉仕活動であったとしても責任自体の存否に関係しない。つまり社会福祉施設の職員に課せられるほどの高い注意義務までは求められないにしても、「善良なる管理者の注意義務」（略称「善管注意義務」民法第 400 条）を負うとされる。この場合の注意義務とは、当該行為者の能力に応じた注意義務ではなく、その行為者の属する職業や社会的地位に応じて期待される一定水準の注意義務を指すと考えられる。

また、民事上の責任とは別に、刑事上の責任を問われることもある。

### (3) 利用契約における注意義務の内容と程度

次に問題となるのが、施設側または介護職員らが履行する債務の具体的な内容や程度についてである。この場合の履行すべき債務とは、利用契約上の契約締結内容に基づいて判断されるが、本来の債務の趣旨に反していたか否かは、当時の介護サービス提供上の水準をもって量られることになる。

法人の履行補助者である介護職員は、介護サービスの提供において、業務上の安全配慮義務が課せられる。施設内で事故が生じた場合、法人や介護職員に安全配慮義務違反、つまり過失の有無が問題となる。

#### 【過失とは?】

過失とは、損害の発生について予見することが可能であり、その結果を回避する行為義務があったにもかかわらず回避義務を怠った場合をいう。このように過失責任の構成要素は、結果の発生が予見可能であったかどうかという「結果予見可能性」と、結果を回避する行為をとる義務を果たしたかどうかという「結果回避義務」の二つである。

介護事故に関しては、利用者への危険について必要な予見を行わず、回避義務を怠った場合には、安全配慮義務違反が認められ過失が認定されることになる。しかし、事故が予見できないような場合については、当然回避義務の違反も存在しないことになる。



問題になる点としては、何を基準として行為者は回避義務を尽くしたと言えるのかかどうかである。具体的には、利用者の障害の程度や心身の状態などから、介護職員が一般的な高齢者施設における介護サービスの提供方法や技術、知識といった実践的・理論的水準に適合したサービスを提供することができたか否かにある。そして、介護職員に課せられた回避義務責任の程度は、行為者の経験年数や個人的能力に関わりなく、当該職種における専門性や社会的地位などによる客観的基準によって定められる。

#### 【訴えてやる! とは?】

介護事故の場合、一般的には民事上の責任が問われることになり、施設が契約通りの債務を履行しなかったという債務不履行責任や、施設または職員が一方的に利用者に対して違法に損害を与えた場合の不法行為責任がこれにあたる。

## □ 家族法からの接点

### (1) 扶養義務の種類と性格

「民法上の扶養義務の範囲とは…」

- ① 夫婦相互間（民法 752 条）
- ② 直系血族及び兄弟姉妹相互間（民法 877 条 1 項）
- ③ 前者以外で 3 親等内の親族で特別の事情がある場合（民法 877 条 2 項）

「民法上の扶養義務の程度とは…」

#### ① 生活保持義務

夫婦相互の扶養義務と、親が未成熟子を扶養する義務で、模範的生活共同体を基礎とするもので、未成熟子又は配偶者の生活を自己の生活の一部として、両者の生活程度が同等の水準になるまで扶養することを義務付けた絶対的扶養義務

#### ② 生活扶助義務

普通の私的扶養のことであって老親扶養はここに入り、法的に生活共同ないし同居を義務付けられない関係にある者の間の扶養であるから、扶養を求めるものが文化的最低限度の生活を維持できない場合に限り、義務者に余裕のある範囲内でその生活を援助するもの。



したがって、妻子を扶養する生活保持の義務に比べて、生活扶助の義務である老親扶養義務は、義務としての程度が軽く、義務や権利の順位でも原則としてこれに劣ると解釈されている。

### (2) 扶養の方法

#### □ 扶養方法の種類

- ・ 経済的扶養  
金銭や現物を定期的に仕送りする給与扶養
- ・ 身上監護扶養  
同居して身の回りの世話をする引取扶養

#### □ 扶養料額の算定

- ・ 生活保護基準（最低生活費）に依拠した方式
- ・ 標準家計費を用いる方式
- 現在では、財産とからみ合わせた「扶養契約」が一般的
- 「遺言」で、解決できるのか？

### (3)遺言制度の特徴

#### 【遺言の特徴】

- ・遺言は、相手方のない単独法律行為である。すなわち遺言は、遺言者の一方的意思表示だけでその効果が認められ、他の何人の同意や承諾も必要とはしない。
- ・遺言は一身専属的行為である。
- ・遺言に求められる精神能力（意思能力）は、一般の取引における行為能力でなくともよく、遺言という行為を判断できるだけの意思能力で足りる。  
(・満 15 歳以上の者であれば、誰でも遺言をすることができる 民法 961 条
  - ・未成年者、禁治産者、準禁治産者に関する規定は遺言には適応されない 民法 962 条
  - ・禁治産者であっても本心に復している時であれば、遺言は有効 民法 973 条 )
  - ・遺言の撤回の自由。
  - ・遺言とは遺言者の死亡をもってはじめて効果を発生するものであるから、遺言者の生前に遺言の効果を争うことはできない。
  - ・遺言はその方式が法定されている要式行為であるため、方式違反の遺言は無効。

#### 遺言の方法

- ・遺言は厳格な要式行為である。遺言者の真意を確保し、偽造、変造を防止しなければならない。

##### 1 普通方式三種 (1)自筆証書遺言

遺言者が遺言書の全文、日付及び自己の氏名を自分で書き、押印することで成立する形式。

##### (2)公正証書遺言

公の機関による遺言方法

- ①証人二人以上の立会が必要
- ②遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授（くじゅ）する必要
- ③公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせる
- ④遺言者及び証人が筆記の正確なことを承認した後、各自これに押印すること
- ⑤以上の四段階の方式に従って、作成したものであることを付記して、これに署名、押印する

### 3 成年後見制度について

#### 従来の制度の特徴と問題点

##### ①. 行為能力の制限

「禁治産宣告」がされると…本人が単独で行った法律行為はすべて取り消すことができる。後見人が全面的に本人を代理する。

「準禁治産宣告」がされると……本人が一定の重要な法律行為をする場合には、保佐人の同意が必要。

- ・ 行為能力が制限されることで、公職への就任や公的資格の欠格事由となる「劣った人間」

##### ②. 手続的な繁雑さ

禁治産、準禁治産とも、その判断能力を裁判所が判断し宣告する

##### ③. 鑑定に費用と時間がかかる

##### ④. 戸籍に記載される e t c…

#### ●新しい成年後見制度の概要(民法改正という手続きを経て)

- ・ 禁治産 ⇨ 「後見」
- ・ 準禁治産 ⇨ 「保佐」 ⇨ ◎「補助」を新設

#### “法定後見”

##### 【後見】

- ・ 日常生活に関する行為は、本人が単独で有効になし得ることができる。
- ・ 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある」「心神喪失の状態」とほぼ同じ。
- ・ 法人を後見人に選任することも可能(配偶者でなくても可能)
- ・ 家庭裁判所は、成年後見監督人を選任することができる

##### 【保佐】

- ・ 「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分」、「心神耗弱」と同じ内容
- ・ 準禁治産者は浪費者も対象としていたが、新法では除外
- ・ 保佐監督人の制度が新設

##### 【補助】

- ・ 従来の禁治産、準禁治産が対象としていなかった者が対象

- ・ 補助は本人の意思に基づいて援助の内容を選択し得ることが特徴
- ・ 「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分」なことで、「保佐」よりも判断能力の高い人を対象
- ・ 補助の対象事項は、申立人が「特定の法律行為」を選択して申立てる  
     ※後見、保佐、補助を総称して「法定後見」という

## “任意後見”

### 【任意後見制度の新設】

- ・ 任意後見とは、本人が健常なうちに契約によって選任した任意後見人に判断能力低下後の財産管理等の事務について代理権を付与してその処理を委託しておくことである。
- ・ この「契約」を任意後見契約という

## ■ 高齢者施設・知的障害者施設における成年後見制度の活用方法

### I 成年後見制度の改正について

#### 1 成年後見制度の改正の理念

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症の高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度であり、現行民法上は、禁治産・準禁治産制度及びこれを前提とする後見・保佐制度が設けられている。今回の改正においては、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度を構築するための検討が行われた。

#### 2 成年後見制度の改正に関する検討の経緯

法務大臣の諮問機関である法制審議会の民法部会は、平成9年10月以降、福祉関係者を含む一般有識者の参加を得た「成年後見小委員会」において成年後見制度の改正に関する審議を行い、平成10年4月14日、成年後見制度の改正に関する要綱試案を了承し、公表した。関係各界に対する意見照会の結果、要綱試案の制度的枠組み（補助・保佐・後見の制度の導入、任意後見制度の創設等）を支持する意見が大多数を占めたため、法制審議会は、同年9月以降、上記の民法部会の成年後見小委員会において、要綱試案の制度的枠組みに沿って改正要綱の策定のための審議を行い、平成11年2月16日の総会において「民法の一部を改正する法律案等要綱」を決定し、法務大臣に答申した。法務省は、法制審議会の答申に沿って立案作業を進め、同年3月12日の閣議決定を経て、成年後見制度の改正のための民法改正法案等の関連四法案（後記3(1)～(4)）を第145回通常国会に提出し、平成11年12月1日、第146回国会において修正なく成立した（同月8日公布）。

### 3 法律の概要

#### (1) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）の概要

##### ア 禁治産制度及び準禁治産制度の改正

現行の禁治産・準禁治産の制度を、各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする制度とするため、補助・保佐・後見の制度に改めた。

##### (ア) 補助（新設）

精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害・自閉症等）により判断能力（事理弁識能



力)が不十分な者のうち、後記イ又はウの程度に至らない軽度の状態にある者を対象とする。

家庭裁判所の「補助開始の審判」とともに「被補助人」のために「補助人」を選任し、当事者が申立てにより選択した「特定の法律行為」について、審判により補助人に代理権又は同意権・取消権の一方又は双方を付与する。

自己決定の尊重の観点から、本人の申立て又は同意を審判の要件とする。

なお、代理権・同意権の必要性がなくなれば、その付与の取消しを求めることができ、すべての代理権・同意権の付与が取り消されれば、補助開始の審判も取り消される。

#### (イ) 保佐(準禁治産の改正)

精神上の障害により判断能力が著しく不十分な者を対象とする。単に浪費者であることを要件とはしない(浪費者の中で判断能力の不十分な者は保佐又は補助の各類型の対象となる。)

家庭裁判所の「保佐開始の審判」とともに「被保佐人」のために「保佐人」を選任し、新たに、保佐人に同意権の対象行為(民法第12条第1項(※))について取消権を付与した上で、当事者が申立てにより選択した「特定の法律行為」について審判により保佐人に代理権を付与することを可能にする。代理権の付与は、本人の申立て又は同意を要件とする。

(※)民法第12条第1項各号(保佐人の同意を要する行為)についても、遺産分割の明文化等の所要の改正を加えた。

#### (ウ) 後見(禁治産の改正)

精神上の障害により判断能力を欠く常況に在る者を対象とする。

家庭裁判所の「後見開始の審判」とともに「成年被後見人」のために「成年後見人」を選任し、成年後見人は広範な代理権・取消権を付与されるが、新たに、自己決定の尊重の観点から、日用品の購入その他日常生活に関する行為を本人の判断にゆだねて取消権の対象から除外する。

### イ 後見制度及び保佐制度の改正

#### (ア) 配偶者法定後見人制度の廃止

配偶者が当然に後見人・保佐人となる旨を定める現行規定を削除し、家庭裁判所が個々の事案に応じて適任者を成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」という。)に選任することができるようにした。

#### (イ) 複数成年後見人制度の導入及び法人成年後見人制度の明文化

(a) 複数の成年後見人等を選任することができるようにするため、後見人の人数を一人に制限する現行規定の対象を未成年後見人に限定し、成年後見人等が数人ある場合の権限の調整規定を設けた。

(b) 後記ウの規定中に成年後見人等となる者が法人である場合の考慮事情を掲げることにより、法人を成年後見人等に選任することができることを法文上明らかにした。

#### (ウ) 成年後見人等の選任の考慮事情の明文化

本人との利益相反のおそれのない信頼性の高い個人又は法人が成年後見人等に選任されることを手続的に担保するため、成年後見人等の選任に当たって家庭裁判所が考慮すべき事情として、「成年後見人等となる者の……本人との利害関係の有無(成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と本人との利害関係の有無)」、「本人の意見」等の事情を法文上明示的に列挙した。

#### (イ) 身上配慮義務及び本人の意思の尊重等

自己決定の尊重及び身上監護の重要性を考慮して、現行民法第858条の規定に代え

て、成年後見人等は、その事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨の一般的な規定を創設する。また、身上監護に関する個別的規定として、成年後見人等による本人の居住用不動産の処分について、家庭裁判所の許可を要する旨の規定を新設した。

#### (オ) 監督体制の充実

成年後見監督人に加えて、保佐監督人・補助監督人の制度を新設するとともに、成年後見人等を選任する場合と同様の考慮事情(前記ウ)を規定することにより、法人を成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人(以下「成年後見監督人等」という。)に選任することができることを法文上明らかにするなど、所要の規定の整備を行った。

### (2) 任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)の概要

特別法の制定により、次のとおりの任意後見制度(公的機関の監督を伴う任意代理制度)を創設する(以下、補助・保佐・後見を「法定後見」という。)

#### (ア) 任意後見契約の締結・方式

本人は、自ら選んだ任意後見人に対し、精神上の障害により判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する委任契約を締結し、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から契約の効力が発生する旨の特約を付すことにより、任意後見契約を締結することができる(任意後見監督人の選任前の受任者を「任意後見受任者」という。)

任意後見契約は、公証人の関与により適法かつ有効な契約の締結を担保する等の観点から、公証人の作成する公正証書によることを要する。

#### (イ) 家庭裁判所による任意後見監督人の選任

任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の判断能力が不十分な状況にあるときは、任意後見受任者に不適任な事由がある場合等を除き、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の申立てにより、任意後見監督人を選任する。

自己決定の尊重の観点から、任意後見監督人の選任は、本人がその意思を表示することができない場合を除き、本人の申立て又は同意を要件とする。

#### (ウ) 任意後見監督人の職務等及び任意後見人の解任

- (a) 任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、その事務に関し家庭裁判所に定期的に報告をすること等を職務とする。
- (b) 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、必要な処分を命ずることができる。
- (c) 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

#### (エ) 法定後見との関係の調整

任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、法定後見開始の審判をすることができる。

その開始の審判の申立ては、法定後見開始の審判の申立権者のほか、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

任意後見監督人の選任後に法定後見開始の審判がされたときは、任意後見契約は終了する。

### (3) 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第151号)の概要

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、「禁治産」「準禁治産」等の用語の整理のほか、判断能力の不十分な者の保護を図る同法の趣旨・目的に沿った整備等を一括して行うものである。

#### (ア) 市町村長の申立権

身寄りのない認知症の高齢者・知的障害者・精神障害者等に対する適切な成年後見の開始を制度的に担保する観点から、老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の中に、補助・保佐・後見の開始の申立権を市町村長に付与する旨の規定を設けた。

#### (イ) 欠格条項の見直し

現行法令中の禁治産者・準禁治産者に関する欠格条項の見直しに関しては、ノーマライゼーションの理念等の観点から、①新設の補助については欠格条項を付さない、②後見・保佐についても、当該法令中の能力審査の手続により当該資格に相応しい判断能力が担保されるものについては、現行の欠格条項を削除するという統一的な方針の下に、関係法律の整備を行った。

### (4) 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)の概要

戸籍への記載に代えて、法定後見及び任意後見契約に関する新しい登録制度として、成年後見登記制度を創設し、原則として裁判所書記官又は公証人の嘱託により、登記所に備える登記ファイルに法定後見及び任意後見契約についての所要の登記事項を記録するとともに、代理権等の公示の要請とプライバシー保護の要請との調和の観点から、本人、成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人その他一定の者に請求権者を限定した上で登記事項証明書を交付するものとする。

## II 公正証書遺言等の方式の改正について

### 1 現行の公正証書遺言の方式

現行民法は、公正証書遺言の方式について、「口授」、「口述」及び「読み聞かせ」を必須の要件としており(第969条)、かつ、秘密証書遺言のような例外規定(第972条)を設けていないため、現行民法の解釈としては、手話通訳又は筆談によることはできず、聴覚・言語機能障害者は公正証書遺言をすることができないものとされている。このように、現行民法は、フランス民法と同様、遺言意思の真正及び正確性の担保の観点から、遺言の方式について特に厳格な口頭主義を採用している。

### 2 民法改正の必要性

聴覚・言語機能障害者についても、手話の発達した状況等にかんがみ、近年、公証人の関与による遺言の適法性の担保、公証人役場における証書の保管(滅失・改ざんの防止)、家庭裁判所の検認の省略等のメリットを有する公正証書遺言を利用することができるようにすべきであるという社会的要請が高まりを見せている。

そこで、法務省は、平成10年1月、聴覚・言語機能障害者が手話通訳又は筆談により公正証書遺言をする途を開くための民法改正法案を平成11年の通常国会に提出する方針を公表した。

これを受けて、法制審議会は、民法部会の身分法小委員会において、手話通訳をめぐる現在の状況、公正証書遺言に関する諸外国の法制等に関する調査研究の結果及び関係団体等のヒ

アリングの結果を踏まえて、民法改正についての審議・検討を行い、平成11年2月16日の総会において改正要綱を決定し、法務大臣に答申した。法務省は、法制審議会の答申に沿って立案作業を進め、同年3月12日の閣議決定を経て、成年後見制度の改正と一括の民法改正法案を第145回通常国会に提出し、平成11年12月1日、第146回国会において修正なく成立した(同月8日公布)。

### 3 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)の概要

#### (1) 公正証書遺言の方式の改正

民法第969条の改正及びその特則規定の新設により、聴覚・言語機能障害者が次の方法により公正証書遺言をすることを可能にした。

- (a) 聴覚・言語機能障害者は、「口授」に代えて、「通訳人の通訳(手話通訳等)による申述」又は「自書」(筆談)により、遺言の趣旨を公証人に伝える。
- (b) 公証人は、「読み聞かせ」に代えて、「通訳人の通訳」又は「閲覧」により、筆記した内容の正確性について確認をする。

(注) 公正証書遺言一般について、「読み聞かせ」と「閲覧」の選択を可能にした。

#### (2) 秘密証書遺言、死亡危急者遺言及び船舶遭難者遺言の方式の改正

上記1の改正に伴い、口頭主義を原則とする秘密証書遺言、死亡危急者遺言及び船舶遭難者遺言についても、聴覚・言語機能障害者が「通訳人の通訳」(手話通訳等)によりこれらの方式の遺言をすることを可能にするため、民法第972条、第976条及び第979条の各規定に所要の改正を加えた。

以上

#### ◇法定後見制度の概要◇

|   | こうけん<br>後見                                   | ほさ<br>保佐                                     | ほじょ<br>補助   |
|---|--|--|---|
| 対象となる方  | はんだんのうりよく<br>判断能力が<br>欠けているのが<br>通常の状態の<br>方 | はんだんのうりよく<br>判断能力が著しく<br>不十分な方               | はんだんのうりよく<br>判断能力が不十分な方   |
| 申立てをすることができる人   | しんとうない<br>本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など<br>市町村長(注1)   |  |   |
| せいねんこうけんにと<br>成年後見人等(せいねんこうけん<br>成年後見人・ほさにん<br>保佐人・ほじょにん<br>補助人)の同意が必要な行為 | —  | 民法 13 条 1 項<br>しよてい<br>所定の行為(注<br>2)(注3)(注4) | 申立ての範囲内で<br>かていさいばんしよ しんぱん<br>家庭裁判所が審判で定<br>める「特定の法律行為」<br>ほうりつこうい<br>(民法 13 条 1 項所定の行<br>為の一部)(注1)(注2)(注<br>4) |
| 取消しが可能な行為   | 日常生活に関<br>する行為以外<br>の行為                      | 同上(注<br>2)(注3)(注4)                           | 同上(注2)(注4)  |

|   |                                   |   |         |
|---|-----------------------------------|---|---------|
| せいねんこうけんになんとう<br>成年後見人等に与え<br>だいいりけん<br>られる代理権の範囲 | 財産に関する<br>すべての<br>ほうりつこうい<br>法律行為 | 申立ての範囲内で<br>かていさいばんしょ<br>家庭裁判所が<br>しんぼん<br>審判で定める「特<br>ほうりつこうい<br>定の法律行為」(注<br>1) | 同 左(注1) |
|---|-----------------------------------|---|---------|

(注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法 13 条 1 項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法 13 条 1 項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4) 日常生活に関する行為は除かれます。